

質 疑 応 答 書

業務名

イベント情報紙「広島広域都市圏イチ押し情報ステーション“り～ぶら”」制作・配付及びSNSによる情報発信業務

| 基本仕様書等の項目 | 質 問 | 回 答 |
|----------------|---|---|
| 基本仕様書 4-(2)-ア | ①委託期間が3月31日までとなっておりますが、5月末までの「春号」期間におけるInstagram運用も、当初の通り3月末で終了という認識でよろしいでしょうか。 | ①御認識のとおり、Instagram運用につきましても3月末をもって委託期間は終了となります。 ただし、コンペティション応募要領「12 その他 ((8))」により契約を継続した場合は、この限りではありません。 |
| コンペティション応募要領 4 | ②委託開始は「秋号の情報誌制作およびSNS運用」からという認識でよろしいでしょうか。 前号にあたる「夏号」に関連する作業は発生しないか、念のため確認させてください。 | ②御認識のとおり、委託開始は「秋号の情報紙制作およびSNS運用」からであり、前号に当たる「夏号」に関連する作業は発生いたしません。 ただし、コンペティション応募要領「12 その他 ((8))」により契約を継続した場合は、令和9年夏号以降の制作等に係る作業は発生します。 |
| 基本仕様書 4-(1)-イ | ③制作素材は各市町からの提供のみで、新たな取材や撮影は不要という認識でよろしいでしょうか。 また、予算内であればこちらで取材・撮影を計画に組み込むことは可能か、併せてご確認をお願いいたします。 | ③制作素材につきましては、基本仕様書 4-(1)-イに記載のとおり、基本的には各市町からの提供素材を活用いただくことを想定しておりますが、内容の充実等のために必要に応じて、受注者において新たに素材収集（取材等）を行っていただくことや、受注者保有の既存の写真等を活用していただくことを想定しています。 また、予算の範囲内であれば、取材・撮影を計画に組み込んでいただくことは可能です。 |

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| <p>基本仕様書 4-(1)-ア</p> | <p>④年間 3 回の作成予定とのことですが、次回の「夏号」以降も改めてコンペが実施されるのでしょうか。</p> | <p>④応募要領「12 その他 ((8))」に記載のとおり、協議会が適当と認めた場合には、令和 9 年度末までの期間については、原則としてコンペティションを実施せず、随意契約により継続して業務を実施していただくことを想定しています。</p> |
| <p>企画提案書作成要領 2-(3) 2・ウ</p> | <p>⑤企画提案書へのデザイン反映にあたり、既存の「はっしー」のイラストデータを頂戴することは可能でしょうか。</p> | <p>⑤可能です。別途提供するデザインガイドやプロフィール等の指示に従ってください。</p> |
| <p>コンペティション応募 要領 3</p> | <p>⑥業務場所として「広島広域都市圏協議会の指定する場所」とありますが、具体的にはどちらになりますでしょうか。</p> | <p>⑥特定の事務所等を指定するものではなく、受注者において適宜必要な場所で業務を行っていただくことを想定しています。協議が必要な場合は対面又は WEB 等で実施し、取材・撮影が必要な場合は各市町にて実施していただきます。</p> |
| <p>基本仕様書 4-(1)-ア</p> | <p>⑦ページネーションの変更について、どの程度の裁量（範囲）が認められているかご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>⑦仕様書に基づき、各市町の紹介、プレゼント企画等の趣旨・内容から大きく逸脱しない範囲であれば、受注者の裁量により検討・提案いただいて差し支えありません。 読者の視認性や利便性の向上、情報の分かりやすさの観点から、表示方法や構成の工夫等について柔軟に対応いただくことを想定しています。</p> |
| <p>基本仕様書 4-(1)-ア</p> | <p>⑧構成案の検討にあたり、特集①および特集②の入れ替えは可能でしょうか。</p> | <p>③可能です。</p> |

| | | |
|----------------------|--|------------------|
| <p>基本仕様書 4-(1)-ア</p> | <p>⑨以前はスポット情報の魅力を先に伝え、その後に市町村のイベントを繋げる構成になっていました。 現在はイベント情報が主体となっていますが、必ずしもそれらを最優先でトップに配置しなくても問題ないでしょうか。</p> | <p>⑨問題ありません。</p> |
|----------------------|--|------------------|

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。